

性別によるアンコンシャス・バイアス気づきコンテストの開催及び普及啓発コンテンツ作成業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する性別によるアンコンシャス・バイアス気づきコンテストの開催及び普及啓発コンテンツ作成業務委託（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

性別によるアンコンシャス・バイアス気づきコンテストの開催及び普及啓発コンテンツ作成業務

2 業務の目的

急速に進行する少子高齢化や人口減少の中で、地域の活力の維持・向上のためにも、女性や若者の活躍がますます重要になっている。一方、若年女性の転出超過が顕著な状況となっており、その背景として性別によるアンコンシャス・バイアス等の残る地域に生きづらさを感じて、都会へ転出していることが考えられる。このことから、性別によるアンコンシャス・バイアス気づきコンテスト（以下、「コンテスト」という。）を開催して、性別によるアンコンシャス・バイアスに基づくエピソードを募集し、入選作品を選定する。その中から普及啓発コンテンツを作成することで、県全体における性別によるアンコンシャス・バイアスへの理解促進と解消に繋げていく。

3 委託予定期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

4 業務の内容

（1）コンテストの開催

ア コンテストの概要

「職場部門」、「家庭部門」、「地域部門」において、気づき編、変化編を設定し、それぞれで感じた性別によるアンコンシャス・バイアスに関するエピソードの募集を行い、以下スケジュールで入選作品を決定する。なお、応募者は栃木県在住・在勤・在学者を対象とする。

気づき編	性別によるアンコンシャス・バイアスかと思う(思った)出来事
変化編	気づき編の出来事に対して、行動した結果、『自分』や『周囲』に生まれた良い変化の事例

<スケジュール>

作品募集期間	令和7(2025)年11月中旬～令和8(2026)年1月12日(月・祝)(予定)
審査会	令和8(2026)年1月中旬(予定)
一般投票	令和8(2026)年1月下旬～2月上旬(予定)
結果発表	令和8(2026)年2月中旬(予定)
入選作品	6点程度

※変化編の応募作品の中から各部門別に2作品程度を入選作品とする。

入選者については、最大10,000円相当の景品を提供する。

<景品>

一般投票 抽選で約50名の方に、500円相当の景品を提供する。

応募作品 応募作品の中から抽選で約30名の方に、3,000円相当の景品を提供する。

※変化編まで入力頂いた方は当選確率をUPすることとする。

※入選者も抽選の対象とする。

※抽選方法については甲乙協議の上、決めるものとする。

※上記スケジュールは目安とし、具体的な日程については甲乙協議の上決定とする。

※応募者は、4(2)の啓発コンテンツや甲ホームページ等で使用する目的で、甲(甲が許可した第三者を含む。)が応募作品を入選の有無にかかわらず無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信などすることを了承するものとする。

※200作品以上の応募を目標とする。

イ コンテスト事務局の運営

乙は、コンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

(ア) エピソードの募集及び一般投票の広報

※独自の提案をすること。

(イ) 作品応募フォーム、一般投票フォームの制作及び管理

※作品応募フォームは別表1、一般投票フォームは別表2のとおりとし、制作及び管理すること。

(ウ) 応募作品及び応募者の個人情報の収受及び管理

(エ) 応募者からの問い合わせ対応及び入選者との連絡調整

(オ) 当選者及び入選者への景品の手配

乙は、エピソード当選者及びコンテスト入選者に提供する景品を購入し、当選者及び入選者へ提供する。なお、景品及び景品の購入金額、送付時期については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととする。

(カ) 本コンテスト全体の応募作品数の集計及び随時報告

(キ) 一般投票の集計及び随時報告

(ク) 一般投票協力者の情報収集及び管理（景品を提供する一般投票協力者の選定を含む）

※景品の当選者は 50 名程度。抽選で当選者を決定する。

(ケ) 一般投票協力者への景品手配

乙は、一般投票協力者に提供する景品を購入し、コンテスト結果発表までに納品し、選定後、当選者へ提供する。

なお、景品及び景品の購入金額、送付時期については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととする。

(コ) 入選作品の本人確認作業

ウ コンテストの名称

コンテスト名について、独自の提案をすること。

(2) 普及啓発コンテンツの作成等

コンテンツの内容及び構成は、4（1）で募集のあったエピソードを使用することとし、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議して作成する。

なお、コンテンツ作成にあたっては、専門家の監修を受けることとし、令和 8（2026）年 3 月 27 日（金）迄に納品すること。なお、作成したコンテンツは、甲が次の 5 のとおり掲載する。

ア 動画の作成等

(ア) 啓発動画（1 分） 6 本程度

(イ) データ形式：MP 4 等

(ウ) 企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作、動画の掲載に係る一切の業務について実施すること。

(エ) 編集後の動画案制作後、甲による校正機会を設けること。

(オ) 成果品の提出については、配信用 動画データ 1 部、再生用 DVD ディスク 2 部（盤面印字含む）とする。

イ 漫画の作成等

(ア) 10 コマ以内の漫画 6 本程度

(イ) 企画、取材、素材収集・作成、編集等漫画制作、漫画の掲載に係る一切の業務について実施すること。

(ウ) 編集後の漫画案制作後、甲による校正機会を設けること。

(エ) 成果品の提出については、掲載用 漫画データ 1 部とする。

ウ 音声データの制作等

(ア) ラジオ CM 等で使用可能な約 30 秒程度の音声データ 6 本程度

(イ) 作成、編集等音声データ制作に係る一切の業務について実施すること。

(ウ) 編集後の音声データ案制作後、甲による校正機会を設けること。

(エ) 成果品の提出については、掲載用 音声データ 1 部とする。

5 普及コンテンツの掲載先（予定）

YouTube の栃木県公式チャンネル (<https://www.youtube.com/user/TochigiPref>) 及び、別途甲が作成する Web ページに掲載。

6 その他

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 応募フォーム等及び動画等制作時の留意事項

応募フォーム等及び動画等の制作に当たっては、別紙「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目に留意すること。

(3) 成果物に関する権利の帰属等

ア 著作権等の取扱い

(ア) 本業務にて制作した動画データ、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、甲に帰属するものとする。

(イ) 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、乙において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

(ウ) 乙は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

イ 二次使用について

甲は、成果物について、乙に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとする。

また、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(4) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(5) 完了報告書の提出

乙は、委託業務を完了したときは、10 日以内に甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書に写真及び配信動画データを保存したメディ

ア（CD-R 等）を含むものとする。

（６）委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

（７）機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

（８）証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 12（2030）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

（９）その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

別表 1

応募フォームの構成

入選の選別方法や、当選までの流れの説明等、詳細な掲載については、甲乙協議の上決定とする。

No	項目	形式	選択項目（仮）
1	氏名 or 企業名	入力	—
2	ふりがな	入力	—
3	性別	選択	男、女、回答しない
4	年齢	選択	～9歳、10 代、20 代、30 代、40 代、50 代、60 代、70 代、80 歳～
5	メールアドレス	入力	—
6	部門	選択	職場、家庭、地域
7	エピソードタイトル(任意)	入力	
8	気づき編（必須）	入力	—
9	変化編（任意）	入力	
10	郵便番号※任意	入力	—
11	住所※任意	入力	—
12	電話番号	入力	—
13	募集を知ったきっかけ	選択	広報手段を記載

※応募制限は設けないこととする。

別表 2

投票機能の構成

No	項目	形式	備考
1	氏名	入力	景品抽選希望者のみ入力することを想定
2	メールアドレス	入力	景品抽選希望者のみ入力することを想定
3	投票機能	選択	手間なく投票可能な機能とする。

別紙

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」

での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（実地調査等）

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

（指示）

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（注 1） 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。